

5. 海事業務関係

(1)海上運送・港湾運送・舟艇利用

① 海上運送事業

・旅客定期航路事業

七尾湾の能登島に橋が架設された昭和 57 年までは、人及び貨物の輸送として重要な役割を果たし、最盛期の昭和 50 年代初めには 60 万人に迫る利用客があったが、現在は輪島港と舳倉島を結ぶ離島航路(国庫補助航路)の 1 社のみとなっている。利用客は年々減少傾向となっていたが、新造船「希海」が就航したこともあり、令和元年度は 8,616 人増加した。その後、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり 4,247 人と半減したが、3 年度は 5,046 人、4 年度は 6,908 人と徐々に回復している。

・旅客不定期航路事業

七尾湾及び景勝地である九十九湾や能登金剛において、6 社が遊覧船を運航している。最盛期の昭和 50 年代初めには 35 万人を超える利用客があったが、その後減少傾向となっている。平成 30 年度の利用客は、平成 27 年 3 月の北陸新幹線開業の効果による観光客の大幅な増加に伴い、利用客の増加にも繋がり、新幹線開業前の対前年比 24.5%増の 82,443 人(16,213 人増)であったが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、令和 3 年度は 29,540 人、令和 4 年度は 35,689 人と定期航路と同様に徐々に回復している。

・人の運送をする内航不定期航路事業（届出、旅客定員 12 名以下）

加賀地区の柴山潟遊覧や七尾湾遊覧・能登島周辺のイルカウォッチング及び県内各地区における灯台保守など 41 者の届出事業者により運航されている。

② 港湾運送事業

県内の港湾運送事業法による指定港湾は七尾港及び金沢港の 2 港であり、七尾港においては許可事業者 1 社、また、金沢港においては許可事業者 2 社がそれぞれ港湾運送事業を営んでいる。

・七尾港

北陸電力火力発電所、国内初となる LP ガス備蓄目標に基づく国家備蓄基地及び木材流通加工基地としての性格を強めており、主要取扱品目として、石炭、LPG や原木等が挙げられる。

・金沢港

平成 23 年 11 月 11 日に「国際海上コンテナ」、「外航クルーズ」の 2 機能で

日本海側の拠点港に選定されており、韓国の釜山、中国の上海との国際定期コンテナ航路が就航し、港に隣接する機器メーカーからの建設機械・産業機械の輸出や日本海周遊クルーズ船の拠点港ともなっている。主要取扱品目として、コンテナや建設機械等が挙げられる。

③ 舟艇利用（競艇場外舟券売り場）

競艇場外発売所として「ミニボートピア津幡」（平成 25 年 6 月 10 日開設、設置者：群馬県みどり市）が所在しており、当該発売所における各種報告・申請・届出の受理及び施設・設備等の変更があった場合には、立入り検査を行っている。

(2) 船舶関係

① 登録船舶数

県内の登録船舶数は、昭和 50 年の 299 隻をピークに減少を続け、令和 5 年 3 月末時点で 30 隻と、ピーク時の約 1/10 の隻数となっている。

② 造船業及び関連工業

・造船業について

県内に登録事業者 7 社、届出事業者 1 社の計 8 社が所在しており、地元の需要に応じ小型漁船等の建造を行うとともに、県内及び富山湾沿岸を中心とする近県の漁船や官庁船の修繕を行ってきたが、近年の漁船減少傾向に対応するため、新たな需要を求めてマリーナの経営や、FRP 加工技術を生かした浄化槽の組み立てや港湾土木の請負等にも着手している。

・舶用工業について

舶用エンジン、船舶電気装工事及び救命設備等の整備を行う届出事業場は、金沢市に 3 社、七尾市に 3 社、輪島市に 1 社及び鳳珠郡能登町に 2 社所在しており、造船業と同様に長年培ってきた知見や技術を生かし、舶用設備の整備に限らず、陸上設備その他工場での整備も行っている。

(3) 船員関係

能登地区は全国的にも有名な船員の輩出地域であったが、船員数は昭和 40 年代後半をピークに減少を続けている。また、船員法適用船舶数及びその所有者は、昭和 50 年代後半をピークに減少している。

(4) 運航労務監理関係

① 船員労務監査

船員法、労働基準法、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法、賃

金の支払の確保等に関する法律、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき監査等を実施している。

② 海上運送事業及び内航海運事業

安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者届出の受付、また、船舶等に立入り、春季・夏季・年末年始における安全総点検を実施している。

③ 運輸安全マネジメント評価

船舶運航事業者に対して運輸安全マネジメント評価を実施している。

(5) 船舶検査関係

① 船舶検査

船舶には、船舶安全法等により、船体、機関、操舵設備、救命設備、消防設備、居住設備及び電気設備等に関する技術基準が定められており、定期的な検査においてそれらの適合性を確認するため、検査を実施している。また、船舶への搭載前であっても、製造者にて設備の効力試験が実施可能な“予備検査”も行っている。

② 認定事業場及びサービス・ステーションの監督

県内には船舶検査を円滑に実施するため、救命いかだ、GMDSS 設備、電気装置及び内燃機関等の整備に係る認定事業場及びサービス・ステーションが計 9 社所在しており、それぞれに対して年 1 回の立入り検査を実施している。

(6) 外国船舶に対する監督（PSC：Port State Control）

七尾港及び金沢港に入港する外国籍船舶に対し、海上における安全の確保と海洋環境の保全のため国際条約基準を満足しない船舶の排除を目的として訪船し、また、船舶及び港湾の保安確保のため脅威活動や保安事件防止のために必要な措置が講じられているかの確認も行い、基準に適合しない船舶に対しては拘留処分や是正指導等を行っている。